

下田市の景観施策のこれまで

下田市の景観への取組み

下田まち遺産の普及啓発活動

市内小・中学校における出前講座

下田まち遺産の認定・登録化

登録まち遺産8渡邊蔵

創り・育てる

下田まち遺産

登録まち遺産8報本寺枝垂桜

景观まちづくり活動への助成

歴史的建造物修繕等への補助制度

協定団体活動への補助制度

それは、先人たちから受け継いだ“財産”を“未来”につなげていくためです。

それは、先人たちから受け継いだ“財産”を“未来”につなげていくためです。

下田市景観行政のあゆみ

2007年 (平成 19)	下田市、景観行政団体へ移行
2009年 (平成 21)	下田市景観まちづくり条例制定 下田市景観計画策定
2013年 (平成 25)	地域における歴史的風致*の維持 及び向上に関する法律（通称：歴まち法）
2015年 (平成 27)	下田市景観計画の一部改正 届出対象行為の追加等
2018年 (平成 30)	下田市歴史的風致維持向上計画 認定
2025年 (令和 7)	下田市景観計画の一部改正 事前相談の義務化・景観誘導ゾーンの廃止等



*: 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴まち法第1条）

下田まち遺産 -歴史まちづくりの推進-

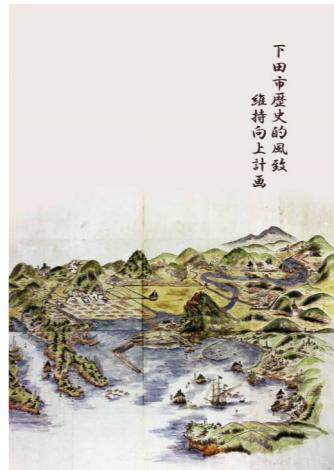
下田市歴史的風致維持向上計画 進捗評価を実施しました！

下田市は、平成30年11月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴まち法）」に基づき「下田市歴史的風致維持向上計画」を策定し、国からの認定を受けました。この計画に基づき様々な事業を行い、歴史まちづくりを推進しています。計画期間は10年間となっており、令和9年度（2027年度）末をもって、第一期計画が終了します。

毎年度、事業の進捗評価を行っており、令和7年度は5月22日、歴まち法に基づいて設置した下田市歴史的風致維持向上協議会において進捗評価を行いました。今後も引き続き計画に記載した事業を推進しながら、歴史まちづくりを進めています。



下田市歴史的風致維持向上協議会
令和7年5月22日（木）



下田市歴史的風致維持向上計画
(平成30年11月策定)



下田市歴史的風致維持向上
計画概要版はこちらから



下田市歴史的風致維持向上
計画に関する市ホームページ
はこちらから

歴史的風致とは？

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義（歴まち法第1条）しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としています。（「歴史まちづくり法パンフレット（令和5年3月）」国土交通省HPより）

歴史的風致維持向上計画における事業の実施

歴史的風致維持向上計画では、歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設を歴史的風致維持向上施設として位置付け、これらを整備し適切に管理を行うべく事業を実施しています。令和6年度には、旧町内の市道稻荷社前通線全線（219 m²）の修景舗装工事を実施しました。事業費は12,058千円。（うち国庫補助6,029千円）



施工前



施工後